

渡島総合振興局告示第10号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年2月10日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名 生活困窮者自立相談支援事業（渡島管内）委託業務

(2) 事業の目的及び内容

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(3) 契約期間 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2026年）3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす団体若しくは複数の団体による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(1) 生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、事業を適切、公正、中立、かつ効率的に実施できる者であること。

(2) 渡島総合振興局管内に本事業実施が可能な拠点を有すること（本事業の受託後、新たに有する予定である場合を含む）。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(7) 暴力団関係事業者等でないこと。

(8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(9) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(11) 法人格を有していること。なお、コンソーシアムの場合は次の全てを満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有し、かつ上記（3）から（10）の要件を満たしていること。

イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。

ウ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は本事業における他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、4の（1）、（2）アからイまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 手続等

(1) 担当課

北海道渡島総合振興局保健環境部社会福祉課

郵便番号 041-8558 住所 函館市美原4丁目6-16

電話番号：0138-47-9531

FAX：0138-47-9225

(2) 企画提案説明書に関する事項

ア 交付期間 令和8年2月10日（火）から令和8年2月20日（金）まで
（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 4の（1）に同じ

なお、北海道渡島総合振興局保健環境部社会福祉課のホームページにおいてダウンロード
することができる。

(<https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/178813.html>)

(3) 参加表明書に関する事項

ア 交付期間及び場所 4の（2）のア及びイに同じ

イ 提出期限 令和8年2月20日（金）午後5時まで

ウ 提出場所 4の（1）に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送（配達記録の残る書留郵便等による。）とする

(4) 企画提案書に関する事項

ア 提出期限 令和8年3月10日（火）午後5時まで

イ 提出場所 4の（1）に同じ

ウ 提出方法 4の（3）のエに同じ

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

7 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

4の（1）に同じ

8 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) その他詳細は、企画提案説明書による。

(4) なお、本事業は、予算議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算額等について変更する場合又は事業が中止となる可能性がある。